

令和7年11月

町民の皆様
事業者の皆様へ

草津町長 黒 岩 信 忠
(公 印 省 略)

第8回 草津町くらし応援商品券事業の実施について（お知らせ）

草津町では物価高騰対策及び町内経済の活性化を図ることを目的に、町民の皆様のご生活を応援するため、昨年度に引き続き、今年度も町民を対象に、町内の取扱事業所で使用できる「第8回 草津町くらし応援商品券（以下「応援商品券」という。）」を、申込方式により交付します。

つきましては、多くの町民の方々にご活用いただきますよう、応援商品券の申込方法及び取扱事業者の換金方法等の概要について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 応援商品券の概要

- (1) 事業名：令和7年度 第8回 草津町くらし応援商品券事業
- (2) 実施主体：草津町（担当課：住民課）
- (3) 対象者：令和7年11月1日現在（基準日）において、草津町の住民基本台帳に登録されている方並びに基準日の翌日以降に転入及び出生した方で、令和7年11月30日まで、引き続き本町住民基本台帳に登録されている方。ただし、申込時点で既に転出又は死亡等により本町住民基本台帳に登録されていない方は対象外となります。
- (4) 交付内容：対象者一人あたり1万円分の応援商品券を申込方式により交付します。
- (5) 交付可能数：町民一人当たり1セットとし、世帯単位での交付を原則とします。
(商品券の額面は1枚あたり1,000円、10枚で1セット)
- (6) 取扱事業所：取扱い可能な町内各事業所（住民課及び草津町ホームページで確認できます。）
- (7) 利用可能期間：令和7年12月1日から令和8年2月28日まで。
- (8) 利用制限：他の商品券等換金性の高いもの、税金、保険料、公共料金（水道使用料等）の支払いには、利用できません。

2 応援商品券の申込方法について（町民の方へ）

- (1) 申込場所：草津町役場 2F 町民ホール専用会場（会計課前）

(2) 申込方法：基準日における住民基本台帳に基づき、住民課から各世帯に郵送された「第8回草津町くらし応援商品券申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、「草津町役場 2F 町民 ホール会場窓口（令和7年12月10日（水）まで開設。その後は2F 住民課窓口）へ提出してください。

申込の際に本人確認を行いますので、申込される方の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等。以下同じ。）をご持参ください。

特別な事情（代理人がなく、かつ、病気などの理由による場合など）による郵送での申込も可能です。郵送方式の場合は後日世帯主宛に簡易書留郵便にて送付します。

※世帯員以外の代理人が申込する場合は、代理人の方の身分証明書の提示により本人確認を行います。

(3) 申込期間及び時間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）までの期間中、午前9時～正午、午後1時～午後5時。（土日における閉庁日は除く。）

交付に当たっては、混雑が予想されることから、お待たせする時間を極力短縮するため、事前の申込書記入について、ご協力願います。

3 応援商品券の換金について（事業者の方々へ）

(1) ご協力をお願い：基本的に前回までの草津町くらし応援商品券取扱事業者を対象としていますので、新規参加や変更がある場合は、ご連絡をいただきたく、ご協力をお願いします。

(2) 換金の手続き：取扱事業者への換金は、口座振込により行うので、取扱事業者は、草津町役場住民課窓口にて、「草津町くらし応援商品券取扱明細票兼請求書」及び「使用済応援商品券（裏面に取扱事業者を記入、ゴム印押印可能）」を提出して下さい。

※住民課窓口で事業者用の書類を用意しますので、必要な方はお持ちください。

(3) 換金受付期間：令和7年12月15日（月）～令和8年3月31日（火）までの期間中
午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（土日祝日、年末年始における閉庁日は除く。）

お問い合わせ先：草津町役場 住民課 TEL0279-88-7192